

Title	甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について(III)
Sub Title	The Kakibe (民部), Yakabe (家部) and the Kakinotam (部曲) in the Imperial Edicts of 664 A.D. and 675 A.D. (III)
Author	村山, 光一(Murayama, Koichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.2 (1987. 9) ,p.1(169)- 24(192)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

甲子の宣の「民部・家部」と

天武四年詔の「部曲」について(Ⅲ)

村山光一

目次

まえがき

一 大化改新詔第一条の「部曲之民」をめぐって

1 改新詔第一条の信憑性について

2 部曲は豪族部民か豪族私有民か(以上第五六巻第二号)

3 部曲と民部は同一のものか、別個のものか

4 改新詔第一条の解釈(以上第五六巻第四号)

二 甲子の宣と天武四年詔

1 甲子の宣の解釈をめぐって

2 民部・家部、部曲についての諸説の検討(以上本号)

3 中央豪族の私有民領有の検証

二 甲子の宣と天武四年詔

1 甲子の宣の解釈をめぐって

甲子の宣は本稿の冒頭(五六巻二号)に引用したように(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の四つの段落に分れている。(イ)は全体の事書の部分であり、(ロ)は冠位二十六階の制定、(ハ)は大氏・小氏・伴造等氏の区分と、それぞれの氏上への大刀、小刀、干楯・弓矢の賜与、(ニ)は大氏・小氏・伴造等氏の氏上に対して民部・家部を「定める」ことを述べている。⁽¹⁾この(ロ)・(ハ)・(ニ)の三項目は、石母田正氏がいわれるように、内容上密接に関連しており、全体として天智朝の国制改革を示す貴重な史料である。⁽²⁾

本稿は甲子の宣の民部・家部の実体を明らかにするのが目的であるが、甲子の宣の構成が右記のようなものであるとすると、その中の民部・家部だけを取り上げて論ずることは不可能であり、どうしても甲子の宣全体についての考察の一環としてこれをみていく、ということが

甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について(Ⅲ)

必要である。そこで、民部・家部論に入る前に、甲子の宣の解釈上の問題点のうち行論に關係の深いものをいくつか挙げ、それらについて私見を述べておきたいと思う。

第一は、甲子の宣の大・小・伴造氏の三区分は、従前の臣・連・伴造の区分とは原理を異にする新しい氏の区分法であるが、この時点でかかる新区分法を実施したのはいかなる事情によるものであるか、という問題である。

この問題の考察に当たってまず留意すべき点は、大・小・伴造氏の記事の直前に冠位二十六階制の記事があり、両者に密接な関連のあることが想定されるということである。したがって、多くの論者が両記事を一体のものとして考察を加えているが、これは当然のことといえよう。そこで、このような観点に立って大・小・伴造氏の三区分制成立の事情について論じたものの代表的な例として、石母田正氏の所説をここでみておくことにしたいと思う。

石母田氏は、天智朝にいたってはじめて官制体系なるものが成立したという認識に立ちつつ、甲子の宣をかかゝる状況のもとにおける国制改革としてこれをとらえ、冠位二十六階制は、「冠位による上下の序列が、右の体系

的に組織された官職の体系にいかに対応するかという問題が、支配層内部における官職の専有権の配分の制度化の問題」として提起されたところにその意義があり、そして、大・小・伴造氏の区分は、「冠位が族姓と結びつくという日本の特殊性」により冠位授与の基準として要請された制度であるとし、

天智朝における官僚制の発展は、冠位制と氏族制の従来にみられなかった制度的連関を必然ならしめたと述べておられる⁴⁾。さて、この石母田氏の所説であるが、甲子の宣において新たに大・小・伴造氏の三区分が設けられた事情を考察するうえで、有効な視角を提示したものとはいえるのではなからうか。そこで、本稿ではこの石母田氏の視点を継承し、大・小・伴造氏三区分の設置については、天智朝における官僚制の発展、すなわち律令制への前進の一環として理解したいと思う。

第二は、甲子の宣では大・小・伴造氏がいかなる氏であるか特定していないが、それらは実際にはどのような氏であったか、という問題である。しかし、この問題について、すでに先学の研究の蓄積があり、今日ではおおむね共通した理解が得られつつあるように思われる。そこで、ここではその共通理解ともいべきものを示し

ておきたいと思う。

大・小・伴造氏がそれぞれどのような氏であったかという問題を考えるうえで手がかりとなるのは、つぎの二つの史料である。

(1) 『続日本紀』 大宝二年九月己丑条

詔。甲子年定_二氏上_一時。所_レ不_レ戴氏今被_レ賜_レ姓者。自_二伊美吉_一以上。並悉令_レ申。

(2) 『古語拾遺』

至_二于淨御原朝、改_二天下万姓_一、而分爲_二八等_一。……其二曰_二朝臣_一、以賜_二中臣氏_一、命以_二大刀_一。其三曰_二宿禰_一、以賜_二齋部氏_一、命以_二小刀_一。其四曰_二忌寸_一、以爲_二秦・漢二氏及百濟文氏等之姓_一。

まず史料(1)から、甲子の宣において氏上を定めた時台帳に登録したこと、そして、「今回申告するのは甲子年には台帳に載せられなかった氏のみだから、甲子年に載せられた氏は八色の姓の忌寸以上であることが前提になっている」⁽⁵⁾ことが知られる。つぎに史料(2)であるが天武朝の八色の姓を説明するにあたって、朝臣_二中臣_一、大刀、宿禰_二齋部_一、小刀、忌寸_二秦・漢・百濟文_一のごとき比定を行なっている。八色の姓制定に際して大刀・小刀を賜与したというのは『古語拾遺』にのみ見える記事で

甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について(Ⅲ)

あるが、これは諸般の事情から考えておそらく甲子の宣の「大氏之氏上賜_二大刀_一、小氏之氏上賜_二小刀_一。其伴造等之氏上賜_二干楯・弓矢_一」に依拠して記述されたものと思われる。とすると、史料(1)についての右のごとき理解と併せ考えて、『古語拾遺』の忌寸についての説明文に「命以_二干楯・弓矢_一」を補って、忌寸_二秦・漢・百濟文_一、干楯・弓矢と解し、甲子の宣の大氏・小氏・伴造氏は天武朝の八色の姓の朝臣・宿禰・忌寸にそれぞれ該当する氏であるとみなすことは十分可能であろう。⁽⁶⁾また、八色の姓賜姓記事から、原則として旧姓「臣」の氏が朝臣姓を、旧姓「連」の氏が宿禰姓を、また、旧姓「直」「造」「首」などの氏が忌寸姓を賜与されていることが知られるから、この事実から、甲子の宣で大氏および小氏に認定されたのは原則として従前の臣姓の氏および連姓の氏であり、伴造氏に認定されたのは従前の直・造・首などの姓を有する氏であったことが明らかにされるとともに、さらに、甲子の宣で創設された大・小・伴造氏の三区分は、それ以前の臣・連・伴造氏を再編するものであったことが確かめられるわけである。

なお、ここで付言しておかねばならぬことがある。それは、前記の二つの史料の検討を通して、甲子の宣の

大・小・伴造氏の区分は天武朝の八色の姓の源流をなすものであることが知られるのであるが、大・小・伴造氏の三区分創設は律令制進展の一環としてとらえられるとした前述の推定が、このことによって確実な裏付けをもち得たということである。

以上、甲子の宣の大・小・伴造氏とは具体的にいかなる氏を指しているか、ということについての通説ともいふべき見解を示してみた。なお、笹川進二郎氏は、天武八姓第一位の真人姓氏族について考察を加え、その結果、真人姓の対象となった氏も甲子の宣の対象となり、「大氏小氏」の一部分として台帳に記載されていたことを推断し、これを受けて熊谷公男氏は、真人姓氏族は「大氏」に含まれていたであろうと述べておられる⁽⁸⁾。そこで本稿としては、右の通説的な見解を継承しつつ、ただ大氏に関しては、笹川・熊谷両氏の提言に従って真人姓氏族をも含んでいた、というふうに理解しておきたいと思う。

第三は、大氏・小氏・伴造氏とされたのは中央豪族のみに限られていたと理解すべきか、それとも、地方豪族のみ、もしくは地方豪族を含めていたと理解すべきか、という問題である。この点については、今日論者の間で

意見が分れており、山尾幸久・大山誠一・平野邦雄らの諸氏は前者の立場をとり、一方、北村文治・井上光貞・早川庄八・野田嶺志らの諸氏は後者の立場をとっている⁽⁹⁾。そこで、まず両説それぞれの論拠を示しておこう。

はじめに後者の立場に立つ四氏の説を順次みることにする。北村文治氏は、『書紀』は部曲と民部の称呼を明瞭につかいはわけているとし、その上で、民部とは皇室の未掌握の純然たる豪族私民であり、一方部曲とは皇室によってその存在と所屬とを確認されている部民である、という独自の解釈を示される。そして、甲子の宣でこの未掌握の民部の領有者として記されている大氏・小氏とは

天智三年にして始めて『氏上』を定められ、またそれを必要とされた階級であつて、改新当初は政府部内にも出入せず、従つて、政府が明確に掌握していなかった諸豪族

であり、また、同じく伴造等の氏とは、「地方在住の地位の低い伴造達」を広範に含むものである、と推定された⁽¹¹⁾。

つぎに早川庄八氏は、部曲は豪族私有民説に立ちつつ、甲子の宣の時期には、まだ全国に王権の及ばない豪

族が存在した可能性は大きいとし、

それゆえ甲子宣によりその氏上に刀等が賜与され、民部・家部の限定所有の許された豪族は、この時以前に王権に従属した中央・地方の豪族に限られていたとみねばならない⁽¹²⁾

と論じられた。

また井上光貞氏は、「其伴造等之氏上」の表記には国造が省略されており、したがって、この部分は伴造・国造の氏上と読むべきであるとし、「『伴造ら』の氏上に干楯・弓矢をたまうというのは、伴造には干楯、国造に該当する身分、すなわちこの段階では評造には弓矢ということであろう」と解された。⁽¹³⁾

さらに野田氏は、甲子の宣は「天下立評」構想に関連した政策であった、という独自の解釈を行ない、この観点にもとづいて、そこにみえる「其大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀」の大刀・小刀とは節刀のことであり、それ故、そのような節刀を賜与された大氏・小氏とは、「君」として「人地」を領有・支配してきた諸王家・豪族のことである。そしてこの政策は、各氏の首長に対して原則的にミコトモチ——あらたな地方行政機構において、国司はミコトモチとして認定された——と同等の地位を保障したものであるとされた。一方、「其伴造等之氏上賜干楯・弓矢」の干楯・弓矢とは表物のことと解する。そして、干楯・弓矢の賜与とは、大和国家への参加を認可する政治行為であり、それ故、その被対象者である「伴造等之氏上」とは在地勢力のことであり、この政策は、在地勢力の評判地方行政機構への登用に関連するものである、と述べておられる。⁽¹⁴⁾

以上は後者の立場に立つ論者の所説であるが、今度は、前者の立場に立つ平野・大山両氏の説を述べておこう。

平野氏は、まず八色の姓の忌寸以上の氏について検討し、「一見、地方豪族」であるかにみえるものも、すでに中央官人化」しており、それ故に、忌寸以上は中央豪族をさしている、とされた。また、甲子の宣の大・小・伴造氏の場合も事態は同様で、「古語拾遺」の文や、実際に進化した氏への賜姓などをみれば明らか」なように、すべて中央豪族であり、したがって、甲子の宣は地方豪族にはふれていない、と断定された。⁽¹⁵⁾

一方、大山氏は、①『書紀』天武八年正月戊子条、②同書、天武十年九月甲辰条、③同書、天武十一年十二月壬戌条、④『統紀』文武元年閏十二月庚申条、⑤同書、

大宝二年九月己丑条の諸法令にみえる「氏長」「氏上」「氏人」「諸氏」など「氏」に関する記事を検討し、また、後宮職員令集解氏女采女条所引古記の「氏女謂_三京畿内_一也」に注目し、その結果、「氏」の概念は天智朝から大宝令以後まで一貫して中央氏族をさしていることを明らかにし、この事実に基づいて、甲子の宣で対象とされた氏は畿内豪族に限られていたと主張された¹⁶⁾。

これが前者の立場の論拠であるが、さて、ここでこの二つの立場を比較してみると、前者の立場に立つ平野・大山両氏の説には確かな論拠が認められるのに対し、後者の立場に立つ北村・早川・井上・野田四氏の所論はすべて推定に基づくものであることが一見して明らかである。

このようにみると、二つの立場の優劣はもはや明らかであって、甲子の宣の対象となった大・小・伴造氏は矢張り中央豪族に限られていたとすべきである。本稿もこの立場に立って、これからの論を進めてゆきたいと思う。

なお、平野氏は、甲子の宣では大・小・伴造氏の氏上のことしか記していないが、氏上の認定は必然的に氏族員の範囲の確定につながることを、さらに、氏の族員の

範囲を定める基準として父系の原理が甲子の宣を画期として確立したことを推断された¹⁷⁾。これは、大・小・伴造氏の認定と関連して留意しておく必要があると思うので、特に付記しておきたい。

第四は、甲子の宣の「定其民部・家部」の「定」、天武四年詔の「甲子年諸氏被給部曲」の「給」は、それぞれいかなる意味で用いられているか、という問題である。

この論点は、民部・家部・部曲の実体を解明するうえで、かなり有効であると考えられており、そのため多くの論者が言及している。そして、そこでは大別して二つの見解が示されているが、その見解には大きなへだたりがみられる。

その一つは、甲子の宣の民部・家部の両者またはそのいずれかが天武四年詔の部曲にあたることは確かであるが、この点を踏まえて、甲子の宣の「定」は天武四年詔の「給」の意味を含んでおり、しかも「定」本来の限定¹⁸⁾あるいは設定¹⁹⁾の意味をももっている、とするものである。この見解に立つならば、「定其民部・家部」とは、民部・家部を賜与するという意味に解し得るわけで、井上光貞・石母田正・関晃・押部佳周・時野谷滋・八木充・平野邦雄らの諸氏はこのような視点から民部・家部論を

展開しておられる。⁽²⁰⁾

もう一つは、「定」と「給」の両語は別個の概念であり、しかも年次を異にする別種の史料に記載されている以上、「定」「給」の語は別個の観点から用いられていると解し、「定」は天智三年における調査・確認という政府の処置そのものを意味し、「給」は一たん調査・確認した民部・家部に対し、それを「国家公民の原則に立脚する政府の観点」から、それを支給とみなしてそう記されたもの、とするわけである。⁽²¹⁾ この見解をとるならば、「定其民部・家部」に、民部・家部を賜与するという意味は全くなく、むしろここで、従来の状態に対するなんらかの制限が加えられたということになる。北村文治・大山誠一・山尾幸久・鎌田元一らの諸氏はこの解釈に基づいて民部・家部の考察を行なっておられる。

さて、甲子の宣の「定」に賜与の意味があるともみると、それは従来の状態に対するなんらかの制限であったとするのでは、民部・家部設置の事情についての認識に大きなへだたりが生じてしまう。それでは一体いずれの解釈が正しいのであろうか。しかし、これはなかなか難かしい問題で、その是非を決定することは容易ではない。というのは、この問題については、判断の材料は甲

子の宣と天武四年詔の短文しかなく、また、これまでの「定」「給」の用語に関する論争を検討してみても、決定的に相手側を批判克服しえたものがみられない、という事情があるからである。

したがって、ここでいいたいことは、民部・家部設置の事情を考察するにあたっては、「定其民部・家部」の「定」の概念を検討することは勿論必要であるが、ただ「定」についての解釈のみに基づいて民部・家部設置の事情を論ずることは極めて危険であるということである。したがって、本稿としてはこのような点に留意して、「定」「給」の語義の問題を取り扱ってゆきたいと思う。

以上、本節では、甲子の宣の解釈上の問題のうち行論に必要な四点を取り上げて検討を加えたわけであるが、ここで得られた知見、および第一章（五十六巻二号および四号）における所論に基づいて、いよいよ次節において本稿の主題である民部・家部・部曲の考察に入りたいと思う。

2 民部・家部、部曲についての諸説の検討

甲子の宣に「定其民部・家部」とあり、天武四年詔に「甲子年諸氏被給部曲者、自今以後、皆除之」と記されている「民部・家部」「部曲」とは一体いかなるものである

ったのか、という問題については、これまで随分多くの論者がこれに取り組み、しかも論者の数だけ民部・家部、部曲の解釈が存在するといつていくらい、多種多様な解釈が提示されている。このように、民部・家部、部曲をめぐる諸説が入り乱れている状況のもとでは、なによりも先行学説を分類・整理する作業が必要であると思う。そこで本節では、先行学説の分類・整理をまず行ない、その一つ一つについて検討を加え、しかる後に本稿の寄るべき立場を明らかにする、という順序で考察を進めてゆくことにしたい。

もっとも、一口に先行学説を分類・整理するといつても、今述べたように民部・家部、部曲についての解釈は実に多様であり、それら諸説をすっきりした形に分類・整理することは容易なことではない。そこで本稿では、一案として、甲子の宣の民部については、これを改新詔第一条の部曲廃止の記事とどうかかわらせて解釈しているか、という点に基準をおいて諸説を分類・検討し、また、家部については、天武四年の部曲廃止の詔との関連に焦点をおいて同様の作業を行なうことにする。⁽²³⁾

まず民部から始めることにするが、ここでは、民部に関する諸説を右のような基準にもとづいて四つの立場に

大別し、さらに、管見に入つた諸説をこの四つの立場のいずれかに配当し、全体としてA説とJ説までの十説に分類してみた。その四つの立場とA説とJ説の概要を示すと、左の如きものとなる。

第一は、改新詔第一条の部曲廃止の記事は原詔に存在していたとし、この部曲と甲子の宣の民部とを関連させて理解しようとする立場である。ここには、部曲を豪族部民とみなして論を進めるA説と、部曲を豪族私有氏とみなして論を進めるB説の二説が含まれる。第二は、改新詔第一条の部曲廃止の記事は原詔に存在していなかつたとし、大化後も存続しているはずの部曲と甲子の宣の民部とを関連させて解釈する立場である。ここにも、部曲を豪族部民とみなす説と豪族私有民とみなす説の二説がみられる。前者をC説、後者をD説と呼ぶことにする。

第三は、改新詔第一条の部曲廃止の記事は原詔に存在していたことを認める一方、この部曲と甲子の宣の民部とは別個のものであるとする立場である。この立場にはE説とH説の四説が含まれ、それらは、改新詔第一条の部曲を豪族部民とみる点では共通しているが、甲子の宣の民部の実体についての認識にちがいがみられる。すな

わち、甲子の宣の民部は元来国家未掌握の地方豪族の私有民が、この時点ではじめて国家によって調査・確認されて部民化されたものである、とするのがE説。民部は改新時に公民とされた人民のなかから、甲子の宣によって中央豪族のために設置され、支給されたものである、とするのがF説。民部は主として地方豪族の私的領有下におかれていた国家未掌握の民で、その民が甲子の宣において部民として組織され、中央豪族に賜与されたものである、とするのがG説。民部は元来中央豪族の私有民で、この私有民が甲子の宣で国家によって掌握され、その豪族の部民として改めて認定されたものである、とするのがH説である。第四は、改新詔第一条の部曲廃止の記事は原詔に存在しなかったとし、甲子の宣の民部および家部は、この時点ではじめて設置された部民であるとみる立場である。ここには、改新詔四ヶ条をすべて否定し、甲子の宣の民部は国家の支配に帰属する人民、また、家部は豪族が所有する人民で、民部・家部の概念はこの時点ではじめて定められたものであり、このうち家部（その中の自立的部分）が天武四年詔で廃止の対象となった部曲に該当する、とみなすI説、および、甲子の宣の民部・家部は二つとも地方行政機構の設置にとま

ない、大王の領有権設定に関連して成立した人民総称用語であり、さらに、この時同時に「給部曲」ということが行なわれているが、これは、民部・家部の設定にとまな他の部分を部曲に豪族私有民として承認したことを意味する、とするJ説が含まれる。

以上が甲子の宣の民部に関する諸説について本稿が試みた分類である。そこで、これからA説とJ説の各説についての検討に移るが、その前に一言しておかねばならないことがある。それは、これまでの考察の結果、すでに、(1) 改新詔第一条は、『漢書』恵帝紀の記事を転載した部分を除き、原詔に存在したこと、(2) 改新詔第一条の「部曲之民」は豪族部民であったことの二点は、本稿として確認し得ているということである。そうすると、右の諸説のうち、C説・D説・I説・J説は(1)に、B説・D説・J説は(2)にそれぞれ抵触し、ここで検討すべきものは、結局、A説・E説・F説・G説・H説の五説のみということになる。しかし、ここで除外した五説の中には、研究史的にみて重要な意義を有するもの、有益な提言を行なっているものも少なくないので、本稿ではこれらの説にも言及することにした。

〔第一の立場〕 これは、改新詔第一条の部曲廃止の記事

事は原詔に存在していたとし、この部曲と甲子の宣の民部とを関連させて理解しようとする立場である。この立場にはA説・B説の二説が含まれる。

A説 甲子の宣の民部は改新詔第一条の部曲＝豪族部民の後身であるとする説で、いわゆる部民復活説、および井上光貞・時野谷滋・鎌田元一らの諸氏がこの見解をとっている。

最初のいわゆる部民復活説というのは、甲子の宣の民部は大化改新時に廃止された部曲がこの時点で一時復活し、天武四年にいたって再び廃止されたとする見解で、この部民復活説は昭和三十年年代初頭までは、甲子の宣の民部・家部設置の解釈としてはほぼ定説的な地位を保持していた。多くの論者がこの見解を是としたのは、甲子の宣の民部・家部は、その両者またはそのいずれかが天武四年詔の部曲に相当し、一方、部曲＝豪族部民は改新詔第一条で廃止されているのであるから、甲子の宣の民部・家部は豪族部民の復活、天武四年詔はその復活部民の廃止という論理が自然に成止するからである。⁽²⁴⁾したがって、論者の関心はむしろ、甲子の宣で部民が復活した理由如何という問題にむけられ、例えば、大化以後の急激な改新政策に対する反動現象の一つとみたり、あるいは

は白村江の敗戦による諸豪族の政府に対する不満の緩和策であったとする説明がなされていたのである。

しかし、一見正当な解釈にみえるこの部民復活説は、甲子の宣のうちの民部・家部設置の問題のみを取り上げて立論しており、そこには他の二項目、すなわち(一)冠位二十六階の制定、(二)大氏・小氏・伴造氏の区分とかかわらせてこれを考察することがなされていないという欠点を内包していた。このような欠点をもつ部民復活説に対して、はじめて全面的な批判を加えたのは北村文治氏であった。今北村氏の批判のうち主要なものを一・二あげておこう。第一は、天智朝廷における律令制の進展は事実として承認せざるを得ず、ことに官人制度の進展を示す冠位制の拡大と同時に行なわれた部民対策は、やはり基本的に同一の政策線上の対策と解するのが自然である、という指摘である。第二は、白村江の敗戦が諸豪族の不満をまねき、その不満を緩和するために部民所有を復活したという説にしても、外戦の失敗とこの国内対策がいかなる点で関連づけられるかは問題であって、むしろ外戦で失敗したことがかえって国内政策の強化に政府を動かし、全国の部民の公民化に乗り出させたと考えることも可能である、という主張である。

北村氏はこのようにして部民復活説の誤りを指摘し、甲子の宣の民部・家部設置はむしろ部民制廃止の準備工作であると解し得ることを力説されたわけである。⁽²⁵⁾ ここにおいて、これまでの部民復活説は根底からゆらぎ、それにかわって、民部・家部設置を律令制の進展と関連させて理解しようとする研究視用が有力化してゆくのである。私見によれば、部民復活説は今日の研究段階ではもはや成立し得ないといっても過言ではないと思う。

ところで、部民復活説とは別個の観点に立ちつつA説を提唱する論者がなんらかみられるので、つぎにそれらの論者の説を検討しておこう。まず井上光貞氏の所説からみてゆく。

井上氏は、改新詔第一条で部曲II豪族部民の廃止が宣言されたが、その後、「諸氏の部曲の廃止、食封への転換はあまり進展していなかった」と想定する。そして、天智朝にいたって公民化政策はようやく実行に移され、

諸氏と民部II部曲の関係を事実上は認めながら、その「所有」権を国家に移した。このことは、やがて民部II部曲を廃し、代りに食封を給するための予備段階をなすものである。

と論じられた。⁽²⁶⁾ この井上氏説は、改新時の部曲廃止↓甲

子の宣における民部・家部の設置↓天武四年の部曲廃止について、律令制の進展という見地から整合的な解釈を試みたものであるが、この説にはつぎのような疑問点がある。第一点は、改新詔で部曲廃止が命じられたが、実際にはそれが行なわれなかった、という所論である。私のみるところでは、同時に廃止が命じられた子代と較べた場合、部曲を所有していた臣連伴造等と子代を所有していた臣連伴造等とで、その部曲なり子代なりに対する支配の程度にそれ程大きな差があったとは思えないのである。仮に元来支配の程度に差がみられたとしても、子代も部曲も共に改新時には臣連伴造等の私民のごとき存在になつていたはずである。それ故、子代の王民への復帰がかなり早い速度で進展していたとすれば——伝飛鳥板蓋宮跡出土の「白髪部五十戸」と記された木簡はこのことを明瞭に示している——同様に部曲の王民への復帰もそれなりの早さで進行していた、とみなすべきではなからうか。癸亥年（天智二年）に施入された「山部五十戸」と墨書された法隆寺幡はその一例といえよう。

疑問の第二点は、改新詔第一条で一たん部曲の廃止を宣言しておきながら、甲子の宣において再び民部という名称を付して諸氏に旧部民を支給したという所論であ

る。井上氏は、甲子の宣の時点で民部・家部の所有権を国家に移し、それ故に、それはかつての部曲とは性格が変ったとされたが、既述(五十六卷二号、六ページ、同四号、三八ページ)のごとく、大夫以上に対する「子代之民」・「部曲之民」の「封戸」制への転換が軌道にのっていると思われる当時の状況に思いをいたすならば、どうして改めて中央豪族に対し旧部曲を「民部・家部」という呼称を付して認定しなければならなかったのか、という疑問を禁じ得ないのである。旧部曲を改めて認定する必要が生じたのであれば、大化時より「封戸」制が始まっているのであるから、甲子の宣においても「封戸」系統の名称を付して認定すべきであつたと思うのである。以上、井上氏説に対する疑問を述べたが、この点からいって氏の説は支持し難いといわざるを得ない。

つぎに、民部・家部を公法下の部曲所有とみる井上光貞氏の観点を継承しつつ、特にその軍事的性格を重視する時野谷滋氏の所説をみてみよう。時野谷氏は、甲子年が白村江の敗戦の翌年で、本土防衛が緊急の課題となつていた時期であるとし、「定其民部・家部」ということは、「臣・連・伴造軍、国造軍について、それぞれの配下に所属した旧部曲という関係をもつ兵士・軍夫及びその

資養にあたる者などを、そのまま民部・家部として諸氏に配属し、氏上を定めてこれを統率させる」ことであり、また天武四年に民部・家部制が廃止されたのは、この頃には「防衛上の緊急事態の解消を認め得る時期」になつており、氏上に課せられてきた軍事的義務を解除したことに伴う措置であつたと述べておられる。つまり氏によれば、

民部・家部制は、白村江戦後、十一年たらずの間、緊急の措置として行われた私兵的官兵的組織の広義の兵制であつて、律令的公民制の進行途上に、対外的要因によつて出現した臨時的・例外的なものであつた。

ということになる。⁽²⁷⁾ さて、この時野谷氏の所説は、(1)大化前代において部曲の領有は朝廷の伴造であるがゆえになし得た。(2)甲子の宣で民部・家部を定めたのは、氏上に伴造的な性格を与え、伴造的義務を課すということである。(3)天武四年詔で部曲が廃止された際にはなんの代償もなされていなく、という認識にもとづいて打ち出されたものである。このうち(1)については問題はない。問題は(2)・(3)、特に(3)にある。時野谷氏が天武四年の部曲廃止にあつたてなんの代償もなされなかつたといわれる

時、その論拠として示されたのは天武五年四月辛亥の「封戸」制に関する勅で、この勅が甲子の宣の民部・家部設置の記事とは結びつかず、それ故、民部・家部制から食封制へという前後関係が認められない、ということであった。しかし、民部・家部制と食封制との関連についての氏の所論は正しくない。確かに、天武五年四月勅は甲子の宣の民部・家部とは結びつかない。この勅はむしろ既述（五六巻二号、六ページ）のごとく改新詔第一条の「食封」制に関連させて理解すべきものであろう。しかし、同じく天武紀五年八月丁酉条に

親王以下、小錦以上大夫、及皇女・姫王・内命婦等、
給ニ食封ニ、各有差

とあり、この記事こそまさしく天武四年の部曲廃止にもなう代替措置とみなし得るものであり、また、その後の天武・持統・文武朝の食封に関する記事を仔細に検討してみれば、民部Ⅱ部曲制と食封制との相関性を想定することは十分可能である。⁽²⁸⁾

このように、天武四年の部曲廃止には代償がなかったとする所論が成立し得ないことは明らかであるが、とすると、(2)の甲子の宣で氏上に伴造的義務を課したとする見解も亦論拠を失うことになるであろう。

甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について(Ⅲ)

さらに時野谷氏は、井上光貞氏の説に依拠して、甲子の宣に記されている「伴造等」というのは伴造・国造を省略したものであり、したがって民部・家部は中央豪族のみならず地方の国造クラスにまで及んで定められたと推定し、そこから氏のいわれる私兵的官兵の組織の中に国造軍を措定された。しかし、右の「伴造等」を伴造・国造の略とするのはなんの根拠もなく、また、大氏・小氏・伴造等の氏は既述（四〇六ページ）のごとく中央豪族に限定されるべきものである以上、そこに地方豪族としての国造を含ませることは無理である。そうなると、民部・家部の設置からだちに本土防衛の主力ともいへべき国造軍の成立を云々することは不可能であり、ひいては、本土防衛のための私兵的官兵的組織の成立も疑わしい、ということになるのではなからうか。

民部・家部制は白村江戦後の臨時的な兵制であったとする時野谷氏説は魅力的ではあるが、説得性に欠けているといわざるをえない。民部・家部設置については、やはり北村文治氏がいわれたように部民制廃止の準備工作という視点から理解するのが自然であると思う。

A説に含まれるものとして、もう一つ鎌田元一氏の説を取り上げる必要があるであろう。鎌田氏は民部・家部の設定

を「従来の状態に対する制限的契機を含んだ法定化の方向で考えていくべき」であるとして、

孝徳朝における品部の廃止が旧来の部民所有の否定ではあっても、中大兄が入部と屯倉の献上に際し、新たに法定された一定数の仕丁を役使用する権利を留保しえたように……諸豪族は実際には新たに国家の民とされた旧部民に対する一定度の支配を引き続き認められた可能性があるからである。それが「甲子の宣」によってさらに整備・限定され、六七五年にいたって最終的に廃止されたと考えることはできないのであろうか。

と述べておられる⁽³⁰⁾。しかし、この所説は、改新詔第一条で部曲廃止が宣言されたが、その後諸氏の部曲の廃止、食封への転換はあまり進展していなかったので、甲子の宣において諸氏と民部Ⅱ部曲の関係を事実上は認めながら、その「所有」権を国家に移した、と論じられた前述の井上光貞氏説と大同小異というべきである。となる、この鎌田氏説に対しては、すでに井上氏説について述べた二つの疑問がそのままではまることになり、したがってこの説もまた成立し難いといわざるを得ないのである。

以上、A説すなわち甲子の宣の民部は改新詔第一条の部曲Ⅱ豪族部民の後身である、とする見解をとる部民復活説、および井上光貞・時野谷滋・鎌田元一らの諸氏の説を検討したが、この視点から甲子の宣の民部・家部設置の事情を説明する試みは不成功に終わっていることが明らかになったと思う。

B説 甲子の宣の民部は改新詔第一条の部曲Ⅱ豪族、私⁽³¹⁾有民の後身であるとする説で、八木充氏がこのような見解をとっているように思われる。八木氏の所説には一部難解なところがあるが、まず私の理解し得た範囲で氏の説の要点を列記してみよう。

- (一) 部曲の民衆的性格は、部民に編成されずに、豪族の支配下にあった隷属民を念頭において理解するの
が妥当である。
- (二) 豪族名を帯びた豪族部民と称する集団は、倭王権
支配下において、もともと組織されてはいなかつた。
- (三) 大化期に部民廃止を決定し、王族・豪族が私有する
職業部民・王族部民と部曲を停廃する方針を立てた。

(四) 大化で廃止となった旧部民は「五十戸」編成の主

対象となつて伴造組織の遺制を通じて、五十戸ごとに区分されたと解される。一方、かつての部曲やいわゆる未掌握の民は依然在地首長のもとでまともり、国造が管したと思われる。

(五) 天智三年、部民制廃止の大勢のなかで、限定された有力氏にだけ、隷属民として、あらたに某部を称する民を、氏・氏上制の一環として賜与した。この民の集団が民部・家部と総称されたものである。

(六) 庚午年籍を機に、民部・家部だけでなく、部姓が一般的に成立したため、民部・家部の標識が不鮮明となり、他方民の個別支配への傾斜が豪族隷属民としての民部・家部と対立するにいたつた。ここにおいて民部・家部はその存続理由を失い、天武四年段階で廃止された。

さてこの八木氏説であるが、部曲Ⅱ豪族私有民説および所謂豪族部民否定論にもとづいて、①改新詔第一条の部曲廃止の宣言、②甲子の宣における民部・家部設置、③天武四年の部曲廃止についての過程を整合的に説明しようとしたものである。しかし、右の二つの前提は共に成立し得ないことは既に詳しく述べた通りであり（五六卷二号参照）、また、改新詔第一条で豪族私有民として

の部曲を廃止する宣言が打ち出されたというが、乙巳の変直後の改新政府にとってそのようなことが可能であったかどうか、かなり疑問である。このようにみても、このB説もまた成立し難いといつてよいであろう。

以上、甲子の宣の民部についての第一の立場（A説・B説）を検討したわけであるが、その結果、この両説は共に成立し得ず、したがって、改新詔第一条の部曲（それを豪族部民とみなしても、また豪族私有民とみなしても）と甲子の宣の民部をストレートに結びつけて考えることは不可能となつたといつてよいと思う。

〔第二の立場〕これは、改新詔第一条の部曲廃止の記事は原詔に存在していなかつたとし、大化後も存続している部曲と甲子の宣の民部とを関連させて解釈する立場である。この立場にはC説・D説の二説が含まれる。

C説 これは石母田正氏の説で、部曲Ⅱ豪族部民とみなして立論されている。石母田氏は既述（五六卷二号、三〇四ページ）のごとく改新詔第一条を否定し、それ故に大化時に部民制は廃止されなかつたとし、その上でのぎのような見解を示された³²。

(1) 大化改新において、部曲をふくむ部民は調査・登録の対象とされたが、その所有には変更はなかつ

た。

(2) 甲子の宣において民部・家部の賜与にあずかり得たのは大氏・小氏とされた氏に限られていたが、この民部・家部の賜与は令制の食封(封戸)、とくに位封の原初形態であり、直接には天武五年の新しい食封制の前段階をなしている。

(3) 国家による民部・家部の賜与は、同時に部曲等の所有を限定することでもあった。

この石母田氏説は、改新詔第一条否定という前提が承認できるならば、大化後も存続していた部曲Ⅱ豪族部民が甲子の宣において民部(部曲)として改めて大氏・小氏に賜与され、やがて天武四年にいたって一たん廃止され、食封制に移行していった過程を整合的に説明し得ている、といつてよいであろう。しかし、改新詔第一条が原詔に存在したことは本稿としての確認事項(九ページ)であり、石母田氏の右の前提には従い難い。それでは、その前提の誤りを訂正した上で石母田氏説を生かそうとすればどうなるであろうか。その場合は、改新詔第一条において部曲廃止の宣言は行われたとした上で、石母田氏の前記(2)・(3)の所説と結びつけるという修正が必要である。しかし、そうするとこの修正石母田氏説は、

大化後も部曲Ⅱ豪族部民は事実上存続し、それを甲子の宣で国家が改めて民部・家部として有力豪族に支給し、さらに天武四年でこれを廃止して食封制に移行した、ということになるのであろうが、これはA説の中の井上光貞氏説に頗る近似したものと見えよう。とすると、今度は前述のごとき井上氏説の欠点がそのまま露呈することになり、この点からいって、この修正石母田氏説もまた成立し得ないことは明らかである。

C説はこのような欠陥を有するものであるが、ただ、石母田氏が民部・家部の制度史上の意義を問題にし、前記(2)のごとき見解を示されたことは注目に値する。民部・家部の賜与をもって、「令制の食封(封戸)、とくに位封の原初形態」であると指摘されたことは、甲子の宣の民部・家部、天武四年詔の部曲の研究の視野を拡大させたものであり、この点は高く評価されるべきであると思う。

D説 この説は、甲子の宣の民部は大化以後も存続した豪族私有民としての部曲が、この時点ではじめて国家によって確認され、部民化されたものとする説で、関口裕子・早川庄八・大山誠一らの諸氏が提唱しておられる⁽³³⁾。この三氏の所説には、当然のことながら相互に相違

点がみられるわけであるが、三氏は基本的な点においては同一の認識をもっておられるので、ここでは一人一人の所説の紹介は省略し、D説のなかではもっとも新しい大山氏説を例にとつて、この説の特色を示しておくことにする。

大山氏は、甲子の宣の民部・家部設置、天武四年詔の部曲廃止の意味について

甲子の宣では畿内において諸氏族が有する部民化されていらない純粹の私有民について、所有権を変更しないままその存在形態によつて民部・家部として国家が確認したことを意味し、天武四年詔ではそのうちの部曲（＝民部）のみが国家所有となったことを意味しているのである。つまり、この二つの法令で問題となっているのは部民ではなく、純粹の豪族私有民であつたと言ふことである。

と述べるとともに、改新詔第一条のうち「及別臣連伴造国造村首所有部曲之民、処々田莊」の部分については、「甲子の宣で初めて国家が確認し得た民部＝部曲を大化二年に廃止しようがない」とし、この記事は『書紀』編者の造作ないしは誤解であると断じられた。⁽³⁵⁾

さて、D説はこの大山氏説に明瞭にみられるように、

(イ)部曲＝豪族私有民説、(ロ)改新詔第一条部分的肯定論（五六卷二号、註(一)参照）ないし第一条否定論⁽³⁶⁾にもとづいて構築されているわけであるが、この(イ)・(ロ)の所説はともに成立し得ないことはすでに繰り返したところであり、したがって、この点からいって、本稿としてはD説は支持し難いといわざるを得ない。

しかし、一方においてこのD説（およびB説）が、豪族の私的隷属民の存在を想定し、このような私的隷属民は天智三年にいたってはじめて国家によつて掌握され、部民化した、というとらえ方をしていることは注目に値する。そもそもこのような構想は、後述のごとく北村文治氏（E説）によつてはじめて提示され、さらに狩野久氏（I説）によつて押し進められたもので、D説（およびB説）はこの二氏の所説を継承しているわけであるが、甲子の宣の民部は本来は豪族私有民であつたという右の見解は、甲子の宣の民部の実体を解明する上において新しい視点を樹立したもので、というふうに評価できるのではなからうか。

以上、C説、D説の検討を行ない、共に支持し難いことを述べたわけであるが、これは要するに第二の立場が成り立ち得ないことを示すものである。なお、前述のご

とく第一の立場も成立しえなかったことをも勘案すると、甲子の宣の民部を大化当時に存在した部曲——改新詔第一条の部曲廃止の記事を肯定した場合でも、否定した場合でも、また部曲を豪族部民とみなした場合でも、豪族私有民とみなした場合でも——と結びつけて理解することは不可能になったといつてよいであろう。

ここにおいて、甲子の宣の民部は、大化時に存在した部曲とは別個のものであった、とする視点からの考察が必要になってくるわけである。第三の立場、第四の立場はいずれもそのような観立に立って、甲子の宣の民部の実体を究明してゆこうとするものである。そこで、これから第三・第四の立場の検討に移るが、行論の必要上、第四の立場の方を先に取り上げ、最後に第三の立場の検討を行なうことにしたい。

〔第四の立場〕 改新詔第一条は大化当時に出されたものではないと断じ、甲子の宣の民部・家部はこの時点ではじめて成立した民の集団であるとみる立場で、ここにはI説・J説が含まれる。

I説 これは原秀三郎氏の説で、原氏は、甲子の宣の民部は国家の支配に帰属する民、家部は豪族の所有する民で、民部・家部の概念はこの時点ではじめて定められ

たとし、民部の定立に公民制への指向がみられるとされる。そして、右の家部のうちの自立的部分が天武四年詔の部曲に該当し、この時部曲が民部に繰りこまれて公民制がここに創始されたと述べておられる³⁷⁾。

さて、この原氏説であるが、このうち民部II国家の支配に帰属する民とする所説が成立し難いことは既述(五六卷四号 三一―三四ページ)のとおりである。そして、民部についての理解に誤りがある以上、家部を右のように解することもまた不可能ということになる。それ故、本稿としては原氏の民部・家部論に賛成することはできないのであるが、ただ、氏が改新詔第一条からはなれて、別の信頼できる史料にもとづいて律令公民制の成立過程を跡付けようとされたことは、改新詔第一条についてこそ厳正な史料批判が必要であることをはじめ明確な形で打ち出されたという意味において、そしてまた、律令公民制成立において甲子の宣、天武四年詔が極めて重要な位置を占めていることを明らかにしたという点において、研究史上画期的な意義を有するものであることは改めていうまでもあるまい。

さて、I説に立つ論者として、もう一人狩野久氏の所説を取り上げる必要がある。氏の説の要点はつぎのごと

きものである。⁽³⁸⁾

(一) 『書紀』に記載されている部曲とは豪族私有民のことである。

(二) 品部とは「部民一般の汎称であって、名代・子代をはじめ職業部といわれるもの、およびヤマト王権を構成する豪族所有部民すべてをふくむものであって、大化前代に部民化された王民をさす言葉」である。

(三) 部民制から公民制への転換はつぎのような過程を辿った。すなわち、大化時には私民化された王民のうち、かつてその中核として設定された名代・子代は王民に復活したが、その他の王民Ⅱ品部（豪族所有部民など）は大化以後も存続し、この種の部民の系譜をひくものは天智三年にいたって民部Ⅱ国家所有の人民として把握され、また、豪族の私的隷属民である部曲はこの時家部として国家に掌握され、ようやく天武四年にいたって公民化した。

この狩野野氏の所論は原氏の民部・家部論を継承しつつ、部民制より公民制への転換を具体的に跡付けようとした労作であるが、部曲を豪族私有民と解し、民部・家部については原氏説を踏襲している点でやはり支持し難

いといわざるを得ない。しかし、狩野氏の所論のなかで、品部を単に職業部などに限定せず、部民一般の汎称とみなした⁽³⁹⁾こと、部民を王民ととらえ、部民制の特質は王や王族や豪族による王民の分割所有であったと指摘しことは部民制研究における有益な提言であったし、また、豪族部民とは別箇に豪族私有民も存在しており、その豪族私有民は大化以後も存続し、甲子の宣にいたってはじめて国家に掌握されたという構想を示したことは、甲子の宣の民部・家部の実体についての認識を一段と深化させたといつてよく、これらの点で氏の研究は高く評価されるべきであると思う。

J説 これは野田嶺志氏の説で、原秀三郎氏説を批判的に継承しようとしており、また、甲子の宣を「天下立評」構想に関連した政策とみなしており、そのため極めてユニークな見解が随所に示されている。つぎに、野田氏説の概要を示してみよう。

- (1) 甲子の宣の「亦定其民部家部」の部分は氏上決定の項目とは別個のもので、地方行政機構の設置というあたらしい視角にもとづく政策決定事項である。
- (2) 民部・家部は二つとも大王の領有権設定に関連して成立した人民総称用語である。

(3) 天武四年詔をもとに甲子の宣をとらえ直す、ここでは「亦定其民部家部」だけではなく、「給部曲」ということも行われたことが知られる。この部曲とは、豪族領有民に固有の用語である。

(4) 民部・家部は二つとも部曲ではなく、部曲との関係においては同一の存在形態を指示する人民用語である。にもかかわらず二とおりの用語が併記されたのは、部を設定された被対象地域または豪族の人民編成に対する大王の干与のあり方として基本的について類別されうる不均等発展があったからである。

(5) 諸王家・豪族を「君」とする支配関係に規定された地域に設定された部の総称が民部である。豪族領有民についてあらたな支配関係が設定され、人民に対する行政区分が設定された時、それは民部と中央において表現された。一方、既に一定の管理権・行政権が設定された地域——例えば「白猪屯倉」型の経営形態の地域——に設定された部が家部である。

なお、この時同時に行なわれた「給部曲」ということは、民部・家部の設定にともない、他の部分を部曲として承認したと解しうる。すなわち、甲子の宣の民部・家部の設定は、部曲の領有に手をつけた

いで行なわれたのである。

(6) 天武四年詔において、甲子年に豪族に領有を認められた部曲を全廃する宣言がなされた。しかし、この部曲全廃宣言は現実味に乏しく、それ故に、律令制的人民支配の完成された姿態をもつ天武四年詔は全くの理想的地から起案された理念的的政策といふべきである。

大体以上のごときものである。⁽⁴⁰⁾ さて、この野田氏説であるが、氏の「甲子の宣」研究は律令国家成立史論の一環として行なわれているという意味において、また、そこには右記のごとき斬新な所論が随所にみられるという意味において、注目すべき労作といつてよいであろう。しかし、甲子の宣・天武四年詔の解釈に限定して氏の説を眺めてみると、そこでただちに気付くことは、(イ)甲子の宣の「亦定其民部家部」の部分を直前の大・小・伴造氏の氏上の問題と切り離して、独立した記事として取り扱っている。(ロ)部曲を豪族私有民とみなしている。(ハ)甲子の宣の民部・家部と天武四年詔の部曲との関連を敢えて否定し、両者を全く異なったものと解している。(ニ)甲子の宣の「伴造等」を在地豪族のこととしてしているなどの諸点である。しかし、これらの諸点は、本稿のこれまでの検

討をみれば明らかのように、すべて成立し難いものである。⁽⁴⁾ そうなると、右の(4)・(5)で示された野田氏の独自の民部・家部論が成立する可能性は殆んどないといつてよいのではなからうか。J説もまた支持し難いといわざるを得ないのである。

以上でI説・J説を含む第四の立場の検討を終える。

この第四の立場は、甲子の宣の民部を改新詔第一条にとられず、この時点で新しく設置された民の集団として理解しようとした点に新鮮味が感じられるが、肝心の民部についての解釈が正しくないため、説得性のないものとなってしまった、と評することができよう。

註

(1) 甲子の宣の(二)「亦定其民部・家部」の「其」について、原秀三郎氏は既述(五六巻四号、三三ページ)のごとく、(イ)「其大氏之氏上賜大刀」、小氏之氏上賜小刀。其伴造等之氏上賜弓楯・弓矢」の措置と切りはなして独自の解釈を提示されたが、この解釈は成立し難いと思う。(二)の「其」は、通説のごとく(イ)の大・小・伴造氏の氏上をうけているとすべきである。

(2) 石母田正『日本の古代国家』(岩波書店、一九七一年)一八三～一八四ページ

甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について(Ⅲ)

(3) 平野邦雄「甲子宣の意義」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』上巻 吉川弘文館一九七八年)、後に『大化前代政治過程の研究』(吉川弘文館一九八五年)所収 同書四一八ページ

(4) 石母田正 註(2)書 一八七～一八九ページ

(5) 山尾幸久『日本国家の形成』(岩波書店、一九七七年)一八六ページ

(6) 例えば平野邦雄氏は、註(3)論文において、同様な見解を述べておられる。

(7) 天武十四年六月に大倭連以下十一氏に忌寸のカバネが賜与されているが、これらの氏の旧のカバネを調べてみると、直姓のもの八氏、造姓のもの一氏、首姓のもの一氏、吉士姓のもの一氏となる。

(8) 笹川進二郎「甲子の宣の研究―天智期の史的位 置―」(『立命館文学』三六二・三六三)、熊谷公男「天武政権の律令官人化政策」(関晃先生還暦記念『日本古代史研究』吉川弘文館 一九八〇年)

(9) 山尾幸久 註(5)書、大山誠一「大化改新像の再構築」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』上巻 吉川弘文館 一九七八年)、平野邦雄 註(3)論文

(10) 北村文治「改新後の部民対策に関する試論」(『北海道大学文学部紀要』六)、井上光貞「大化改新と東アジア」(『岩波講座日本歴史2』一九七五年)、早川庄八「律令制の形成」(『岩波講座日本歴史2』一九七五年)、野田

嶺志『甲子の宣』の一考察—律令国家成立史論の前提として—」(『神戸女子薬科大学人文研究』別冊第四号 一九七六年)

- (11) 北村文治 註(10) 論文 一二九～一三〇ページ
- (12) 早川庄八 註(10) 論文 二三七ページ
- (13) 井上光貞 『日本の歴史3 飛鳥の朝廷』(小学館 一九七四年) 四〇四ページ
- (14) 野田嶺志 註(10) 論文 一四一～一五二ページ
- (15) 平野邦雄 註(3) 書 四二〇～四二二ページ
- (16) 大山誠一 註(9) 論文 四四〇～四四一ページ
- (17) 平野邦雄 註(3) 書 四二一～四二三ページ
- (18) 石母田正 註(2) 書 一九四ページ
- (19) 平野邦雄 註(3) 書 四四二ページ
- (20) 井上光貞 註(10) 論文、関晃「天智朝の民部・家部について」(『山梨大学学芸学部研究報告』八)、押部佳周『甲子の宣』の基礎的研究」(井上薫教授退官記念会編『日本古代の国家と宗教』下巻 吉川弘文館 一九八〇年)、後に『日本律令成立の研究』(塙書房 一九八一年)所収、時野谷滋『律令封禄制度史の研究』(吉川弘文館 一九七七年)、八木充「律令制民衆支配の成立過程」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上 塙書房 一九八四年)
- (21) 北村文治 註(10) 論文 一二二～一二三ページ
- (22) 大山誠一 註(9) 論文、山尾幸久 註(5) 書、鎌

田元一「王権と部民制」(『講座日本歴史 1 原始・古代 1』東京大学出版会 一九八四年)

- (23) 民部と家部とを別個に検討することにしたのは、家部を民部と同じく改新詔第一条の部曲廃止記事とかかわらせて考察することは意味がなく、むしろ天武四年の部曲廃止の詔との関連に焦点をおいて諸説を整理した方が有効であると判断したからである。ただし、民部に関する諸説の検討の中で、家部についての所論が当該学説において民部と切り離すことができない場合は、そこでも家部についての所説を取り上げることとする。
- (24) 部民復活説についての紹介は、北村文治氏の註(10) 論文にくわしい。
- (25) 北村文治 註(10) 論文 一一九～一二八ページ。なお、北村氏自身は民部・家部、部曲について後述のごとく独自の見解を提示しておられる。
- (26) 井上光貞氏は「庚午年籍と対氏族策」(『日本古代史の諸問題』思索社刊 一九四九年)をはじめ、諸論文において民部・家部の問題に論及されているが、本稿では最も新しい論稿である註(10) 論文によった。
- (27) 時野谷滋 註(20) 書 一三七～一五九ページ。なお笹川進二郎氏も註(8) 論文において時野谷氏と同様の見解を提示し、「民部・家部」設置の軍事的意義を強調しておられる。ただ、笹川氏説の場合、部曲を豪族部民とみるのか、豪族私有民とみるのか、もう一つはつきり

しないところがある。

- (28) 例えば平野邦雄氏は註(3)書において、民部(部曲)と食封との相関性を明瞭に論証しておられる。四四六～四五一ページ

- (29) 時野谷氏は註(20)書において、天武十三年の八色の姓のうちの忌寸は、「原則として直姓の国造諸氏に賜わっている」とし、これにもとづいて、甲子の宣の「伴造等」は伴造・国造の略であるとする井上光貞氏説を積極的に支持しておられる。忌寸の姓は直姓の国造諸氏に多く賜わっているのはその通りであるが、しかし、そこにみえる国造はすべて畿内の国造に限られている点に注意すべきである。そこでは地方(畿外)の国造一般は問題とされてはいないのである。

- (30) 鎌田元一 註(22)論文 二六五～二六六ページ

- (31) 八木充 註(20)論文 一八〇～一九二ページ

- (32) 石母田正 註(2)書 一一五ページ、一八八～一九四ページ

- (33) 関口裕子『大化改新』批判による律令制成立過程の再構成―人民把握成立過程を中心に―(『日本史研究』一三二・一三三)、早川庄八 註(10)論文、大山誠一 註(9)論文

- (34) 早川氏は、「民部・家部の限定所有の許された豪族は、この時以前に王権に従属していた中央・地方の豪族に限られていた」とみる点で大山氏説と異なる。また、関口

氏は、(1)改新詔を原秀三郎氏説に随って全面的に否定し、(2)甲子の宣の「伴造等」を、井上光貞氏説によって「伴造・国造」と解し、民部・家部の所有を許された豪族の中に国造を含ませる点で大山氏説と異なる。

- (35) 大山誠一 註(9)論文 四四六ページ

- (36) 註(33)関口氏説参照

- (37) 原秀三郎『日本古代国家史研究』(東京大学出版会 一九八〇年)三〇～四八ページ

- (38) 狩野久「部民制―名代・子代を中心として―」(『講座日本史 1 古代国家』東京大学出版会 一九七〇年)一四二～一四四ページ

- (39) 狩野氏が品部を部民一般の汎称と解したことは、品部を職業部というふうに限定した井上光貞氏の提言以前の旧解釈を改めて是としたことになる。その後、角林文雄「名代・子代・部曲・無姓の民」(『続日本紀研究』二〇九)、鎌田元一「『部』についての基本的考察」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上 塙書房 一九八四年)においても狩野氏と同様の見解がみられる。

- (40) 野田嶺志 註(10)論文 一五～二六ページ

- (41) (イ)については『史学』五六卷―四号(三三ページ)において、(ロ)については『史学』五六卷―二号(六～二二ページ)において、(ハ)については『史学』五六卷―四号(二九～三四ページ)において、(ニ)については『史学』

本号(四〜六ページ)において、それぞれの成立し難い理由を述べておいた。